

12 助成対象事業別の要件等

《 Ⅲ 総合型地域スポーツクラブ活動助成 》

概 要

総合型地域スポーツクラブ活動助成は、地域における運動・スポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

- ◆ 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業、総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業、総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業及び総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業における助成の対象となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たした非営利のスポーツ団体とします。

なお、団体名称に「総合型地域スポーツクラブ」が含まれている必要はありません。

- 地域住民が自主的・主体的に総合型クラブを運営し、スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設等を有している（又は総合型クラブにおいて定めている）こと。
- 複数の運動・スポーツ活動種目が用意され、子どもから高齢者まで、初心者から熟練した技術・技能を持った競技者まで、地域の誰もが年齢、趣味、関心等に応じて年間を通じて定期的、継続的にスポーツ教室等の運動・スポーツ活動が行える総合型クラブであること。また、活動の実施に必要なスポーツ指導者が確保されていること。
- J S P Oが運用する総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）において、令和6年度の登録クラブとしての認定を受けていること。

ただし、令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、この限りではありません。

※ 登録クラブとしての認定状況については、J S CからJ S P Oに対して、確認を行います。

※ 令和6年度の申請に限り、令和5年11月下旬までに登録申請手続きが締め切られている又は締め切られる都道府県に所属する総合型クラブで、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の登録申請手続きが困難な場合には、申請受付期限によらず早めにJ S Cまでお問合せください。

（個別の状況に応じて、申請時点で、活動拠点の都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、広域スポーツセンターのいずれか一つ以上に、総合型地域スポーツクラブとして認知されていることをもって、助成対象者の要件を満たすものとして取り扱う場合があります。

ただし、自立支援事業又はクラブマネジャー設置支援事業の取扱いについては、この限りではありません。

なお、認知状況については、J S Cから都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び広域スポーツセンターに対して、確認を行います。）

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※ 令和6年度中に令和6年度の登録クラブとしての資格停止又は登録取消し事由が発生した場合には、交付の決定を取り消します。

○ 年間を通じて、有資格者等の資格要件を満たすクラブマネージャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 資格要件については、123 ページをご確認ください。

◆ 募集の対象となる事業は、次に掲げる7つの事業とします。

| 事業名 | 事業概要 |
|------------------------|--|
| 1 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 | <p>市町村が、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業（助成対象期間は、助成初年度（創設事業を含む。）から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日（総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。）までのいずれか短い期間を限度とします。</p> <p>なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。）</p> |
| 2 総合型地域スポーツクラブ創設事業 | <p>市町村が、総合型クラブの創設に関する活動を行う事業（助成対象期間は、助成初年度（創設支援事業を含む。）から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日（総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。）までのいずれか短い期間を限度とします。</p> <p>なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。）</p> |
| 3 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 | <p>市町村が、総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動に対して補助を行う事業（助成対象期間は、助成初年度（創設支援事業及び創設事業を除く。）から継続した5か年度を限度とします。</p> <p>なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。）</p> |
| 4 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業 | <p>非営利法人である総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動事業（助成対象期間は、助成初年度（自立支援事業又はクラブマネージャー設置・設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した5か年度を限度とします。</p> <p>なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。）</p> |

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>5 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業</p> | <p>市町村が、総合型地域スポーツクラブが行うクラブマネジャーを設置することによるクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図る事業に対して補助を行う事業 (助成対象期間は、助成初年度(自立支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。)から継続した5か年度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)</p> |
| <p>6 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業</p> | <p>非営利法人である総合型クラブが、クラブマネジャーを設置することにより、クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図る事業 (助成対象期間は、助成初年度(自立支援事業又は活動基盤強化事業又はマネジャー設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。)から継続した5か年度とします。また、5か年度を経過したクラブのうち、一定の要件を満たすクラブについて、引き続き継続した3か年度について助成の対象とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)</p> |
| <p>7 クラブアドバイザー等配置事業</p> | <p>総合型クラブに関する幅広い知識と、豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーや都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織に係る業務を行う者を配置することにより、総合型クラブの自立的な運営を促進する事業</p> |

審査の視点

提出された交付申請書は、次の助成対象事業細目ごとの審査項目により審査を行います。

なお、全事業共通の助成対象者及び助成事業に関する要件及び審査の視点については、6～16ページをご確認ください。

| 助成対象事業細目 | 審査項目 | 審査の視点 |
|--------------------------|-------------------------------|--|
| ・総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 | クラブ設立準備までの計画状況 | 準備組織の構成員は、幅広い分野の人材で構成されているか |
| | | 会議の開催回数が充実しているか |
| ・総合型地域スポーツクラブ創設事業 | 自立に向けた取組 | マスタープラン※を策定しているか |
| | 事業予算の確保状況 | 当初予算として計上されるか（創設支援事業のみ） |
| ・総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 | 社員総会・理事会などのクラブの意思決定機関の設置、開催状況 | 提出された事業計画の内容について、当該クラブの地域住民が参画した社員総会・理事会等意思決定機関において十分議論されているか |
| | | 当該クラブにおいて地域住民が参画した社員総会・理事会等意思決定機関の定期的な開催を計画・開催しているか |
| ・総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業 | クラブの活動 | 当該クラブの定期的な活動（教室等）の種目数はどの程度か |
| | | 当該クラブの定期的な活動（教室等）の実施回数ほどの程度か |
| ・総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業 | クラブの活動 | 当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者数はどの程度か |
| | | 当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者は、世代や年齢が多様であるか |
| ・総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業 | クラブの活動 | 当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者に対し、会費・参加料等（入会金又は各教室参加料）を徴収しているか |
| | | 当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者に対して、会費・参加料等（入会金又は各教室参加料）を徴収しているか |
| | クラブの組織 | クラブマネジャー（正）について適切な設置をしているか |
| | | 社員総会・理事会等の議事録や財務諸表の情報公開を行っているか（複数回答） <input type="checkbox"/> クラブホームページ <input type="checkbox"/> クラブ会報 <input type="checkbox"/> クラブ事務所で常時閲覧可能 <input type="checkbox"/> 所轄庁ホームページ |

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

| | | |
|----------------|-----------------------------|---|
| | 地域連携 | 地域との連携が図られているか（複数回答） <input type="checkbox"/> 都道府県所管課等との連携 <input type="checkbox"/> 市町村所管課との連携 <input type="checkbox"/> 他クラブとの連携 |
| | 自立に向けた取組 | 当該クラブの直近の財務諸表における自己財源率はどの程度か マスタープラン ^{※1} を策定しているか |
| | 満足度調査 | 事業終了後に、参加者等に対する満足度調査を行うか |
| | 事業予算の確保状況 | 当初予算として計上されるか（自立支援事業・クラブマネージャー設置支援事業のみ） |
| クラブアドバイザー等配置事業 | 総合型クラブへの支援内容等 ^{※2} | ①総合型クラブに対する指導・助言の実施予定回数 |
| | | ②クラブ間のネットワークの構築や異分野間との協働を促進する活動を計画しているか |
| | | ③国のスポーツ基本計画や当該都道府県・市区町村のスポーツ推進計画に則り、クラブの自立的な運営に向けた計画を立てているか |
| | | ④総合型クラブ関係情報の分析を行うか |
| | | ⑤総合型クラブに関する広報活動の実施予定（チラシ等の作成・地域住民への説明実施回数） |

※1 マスタープランとは、総合型クラブとしての基本理念、自立に向けた目標設定、目標達成のために必要な施策等により、長期的、総合的な視点を持ったクラブのビジョンを明らかにするもの。

※2 クラブアドバイザーを配置する事業は①～③、中間支援組織に係る業務を行う者を配置する事業は①・④～⑤を審査の視点とします。

助成対象事業となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等

(1) 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設事業を含む。）から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日（総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。）までのいずれか短い期間とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

イ 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次に掲げる活動に対して補助を行うものであること。
 - a 設立準備委員会の開催
 - b 広報活動
 - c 設立総会の開催
 - d その他総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）
- ② 当該年度における1件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上であること。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる事業は助成の対象となりません。

- ① 総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合に、当該団体に対して補助を行うもの
- ② 助成事業者から、間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された団体に対する補助金に係る交付要綱を定めていないもの

(ウ) 交付申請は、間接助成の対象となる団体が行う活動ごとに1事業（1件）とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、市町村とします。

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の旅費
- ② 総合型クラブの核となる既存の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に要する経費

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

なお、本事業で実施するスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、1,200千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、(ウ)により算出した額と1,200千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,080千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、間接助成事業において、助成事業者が交付する補助金（確定しようとする助成金の額を含む。）を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

(ア) 助成事業者は、間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。

交付申請時に定めていない場合は、助成金の交付内定扱いとし、制定された交付要綱の確認後に交付決定を行います。

なお、補助金交付要綱の制定においては、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) 助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された団体に対して、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している団体であることを確認するとともに、間接助成事業の実施内容・事務処理等について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

(ウ) 助成事業者は、間接助成事業者に交付する補助金の額（決定時及び確定時）が、助成事業の総事業費を上回らないよう、また、助成金の確定額を下回ることのないよう調整する必要があります。

(エ) 間接助成事業者は、助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントにより得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

(オ) 間接助成事業者は、活動内容や総合型クラブの設立に関する所要の規定を規約等において定めるとともに、その規約等において解散時の事業及び財産の取扱いを明記する必要があります。また、総合型クラブ設立後には、設立された団体が、解散した間接助成事業者（クラブ設立前の任意団体等）から事業及び財産を継承したことを、理事会や社員総会等において機関決定したことが確認できる議事録を提出してください。

(2) 総合型地域スポーツクラブ創設事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設支援事業を含む。）から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日（総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。）までのいずれか短い期間とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うこととします。

イ 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 市町村が行う総合型クラブの創設に関する次に掲げる活動を行うものであること。
 - a 設立準備委員会の開催
 - b 広報活動
 - c 設立総会の開催
 - d その他総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）
- ② 当該年度における1件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上のものであること。

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げるものは助成の対象となりません。

- ① 事業の全部について第三者（総合型クラブ設立準備組織等）に委任して実施するもの
※ 総合型クラブ設立準備組織が行う活動に対して補助金を交付する場合は、(1)の総合型地域スポーツクラブ創設支援事業の交付対象事業となる場合があります。
- ② 設立準備委員会等が、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合における、当該委員会等の活動

(ウ) 交付申請は、創設しようとする総合型クラブに係る活動ごとに1事業（1件）とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、市町村とします。

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の旅費
- ② 総合型クラブの核となる既存の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に要する経費
- ③ 助成対象者が所有する施設の使用料（指定管理制度を活用して運営している場合において、指定管理者の収入となる場合又は指定管理委託料と相殺しない場合を除く。）

⇒詳しくは実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご確認ください。

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

なお、本事業で実施するスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、1,200千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、(ウ)により算出した額と1,200千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,080千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

(ア) 助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントにより得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

(イ) 助成事業者は、活動内容や総合型クラブの設立に関する所要の規定を規約等において定めるとともに、その規約等において解散時の事業及び財産の取扱いを明記する必要があります。また、総合型クラブ設立後には、設立された団体が事業及び財産を継承したことを理事会や社員総会等において機関決定したことが確認できる議事録を提出してください。

(3) 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設支援事業及び創設事業を除く。）から継続した5か年度を限度とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 間接助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

イ 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、総合型クラブが活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において行う活動に対して補助を行うもので、当該年度における1件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上のものとします。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる事業は助成の対象となりません。

① 間接助成対象者となる総合型クラブが、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合に、当該団体に対して補助を行うもの

② 助成事業者から、間接助成事業者となる総合型クラブに対する補助金に係る交付要綱を定めていないもの

(ウ) 間接助成対象者となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たすものとします。

なお、総合型クラブの法人格の有無は問いません。

① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。

② 総合型クラブの活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、助成年次が初年度から3か年度目の総合型クラブは2種目以上、4か年度目以降の総合型クラブは3種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績（(カ)に掲げる活動）は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和5年4月から9月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

なお、令和6年度に4か年度目以降を迎えるクラブは、令和5年4月から9月の定期的な運動・スポーツ活動種目の活動実績が3種目以上ある必要があります。

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 本事業と登録・認証制度では、実施種目の考え方が異なりますのでご注意ください。

(例1)「サッカー」、「フットサル」で種目登録の場合

- ・ 本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い
- ・ 登録・認証制度（JSPO）⇒2種目扱い

(例2)「ヨガ」、「体操（一般体操）」、「健康体操」で種目登録の場合

- ・ 本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い
- ・ 登録・認証制度（JSPO）⇒3種目扱い

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施する活動は、実施種目とみなしません。
(実施種目としてみなさない例)

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 実施回数が同じ場合は、延べ参加人数の多い種目を、上位の活動実績として判断します。

※ 令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度の自立支援事業助成初年度の団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和5年度に創設事業又は創設支援事業助成を受けており、令和6年度の自立支援事業助成初年度の団体については、雇用計画も考慮することとします。

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、123ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）の変更等がある場合は、速やかにJ S Cへ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

b 年間を通じて、クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。

※ 申請時点で、123 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。

ただし、令和6年度が助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、令和6年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

(エ) (ウ) にかかわらず、次に掲げる団体は、間接助成対象者となりません。

① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの

② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの

(オ) 間接助成事業となる活動は、次に掲げるものとします。

① 活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動

② 健康・体力相談事業（運動・スポーツに関する内容に限ります。）

③ 各種研修会の開催（運動・スポーツに関する内容で、クラブ会員又は地域住民が広く参加するものに限ります。）

④ 広報活動

⑤ 総合型クラブ間の連携を図ることを主たる目的とするスポーツ活動

⑥ 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加

⑦ その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動

(カ) (オ) にかかわらず、次に掲げる活動は、助成の対象となりません。

① 運営委員会等の開催

② 総合型クラブが主催しない事業（大会への参加など。ただし、(オ) ⑤及び⑥を除く。）

③ 総合型クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの

④ クラブ会員又は地域住民に広く募集を行っていない活動

⑤ 遠隔地での合宿・教室など、活動拠点を著しく外れて行われる事業

⑥ 運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業（文化的活動、キャンプ等の自

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

然体験活動や農業・漁業体験など)

- ⑦ 他の総合型クラブやスポーツ施設等の視察
- ⑧ 営利を目的とした教室等の活動

(キ) 交付申請は、間接助成の対象となる総合型クラブに係る活動ごとに1事業(1件)とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、市町村とします。

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額(A)」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者(主催者側を除く。)の旅費
- ② 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加における旅費以外の経費及び各会議につき2名以降の者の旅費
- ③ 間接助成事業者となる総合型クラブが、地方公共団体の所有する施設の指定管理を受けている場合において、当該施設を助成事業で利用する際の施設使用に要する経費(当該使用料を地方公共団体に納付又は指定管理委託料と相殺する場合を除く。)
⇒詳しくは実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご確認ください。
- ④ 専有利用でない会場使用のための経費
- ⑤ 当該事業の参加者が負担すべき(受益者負担の性格を有する)経費
(例) 一般開放中の施設の個人利用料、参加者に帰属するスポーツ用具やユニフォーム等の被服類
- ⑥ クラブマネジャー設置支援事業において賃金を受給しているクラブマネジャーに対する諸謝金及び雑役務費
- ⑦ 令和5年4月から9月までの活動実績のうち実施回数が最も多い種目(1種目目)に係る経費

※ ただし、創設事業又は創設支援事業から継続して助成を受けているクラブについては、自立支援事業又は活動基盤強化事業の助成年次3か年度目まで、1種目目に係る経費を助成対象とできるものとします。

※ 実施回数が最も多い種目(1種目目)については、活動種目数としては認めるものとします。

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

なお、総合型クラブが行うスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(B)」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,400千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(C)」欄には、(ウ)により算出した額と2,400千

円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、2,160千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、間接助成事業において、助成事業者が交付する補助金（確定しようとする助成金の額を含む。）を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

(ア) 総合型クラブの事業については、新たに総合型クラブの活動会員を獲得することを目的とした事業（新規事業）を行うようにしてください。

(イ) 助成事業者は、間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。

交付申請時に定めていない場合は、助成金の交付内定扱いとし、制定された交付要綱の確認後に交付決定を行います。

なお、補助金交付要綱の制定においては、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(ウ) 助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブに対して、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している総合型クラブであることを確認するとともに、間接助成事業の実施内容・事務処理等について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

(エ) 助成事業者は、間接助成事業者に交付する補助金の額（決定時及び確定時）が、助成事業の総事業費を上回らないよう、また、助成金の確定額を下回ることのないよう調整する必要があります。

(オ) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、(5)の総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業を同時に交付申請することができます。

(カ) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、(4)の活動基盤強化事業又はスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付申請することはできません。

(キ) 間接助成事業者は、助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントの実施により得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

(4) 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（自立支援事業又はクラブマネジャー設置・クラブマネジャー設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した5か年度を限度とします。なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されません。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

イ 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、総合型クラブが活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において行う、次に掲げる活動で、当該年度における助成対象経費の合計額が750千円以上のものとします。

- ① 活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動
- ② 健康・体力相談事業（運動・スポーツに関する内容に限ります。）
- ③ 各種研修会の開催（運動・スポーツに関する内容で、クラブ会員又は地域住民が広く参加するものに限りません。）
- ④ 広報活動
- ⑤ 総合型クラブ間の連携を図ることを主たる目的とするスポーツ活動
- ⑥ 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加
- ⑦ その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる活動は、助成の対象となりません。

- ① 運営委員会等の開催
- ② 総合型クラブが主催しない事業（大会への参加など。ただし、(ア)⑤及び⑥を除く。）
- ③ 総合型クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの
- ④ クラブ会員又は地域住民に広く募集を行っていない活動
- ⑤ 遠隔地での合宿・教室など、活動拠点を著しく外れて行われる事業
- ⑥ 運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業（文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験など）
- ⑦ 他の総合型クラブやスポーツ施設等の視察
- ⑧ 営利を目的とした教室等の活動

(ウ) 交付申請は、助成対象者ごとに1事業（1件）を限度とします。

ウ 助成対象者

(ア) 助成の対象となる者は、非営利法人である総合型クラブで、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。
- ② 総合型クラブの活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

助成年次が初年度から3か年度目の総合型クラブは2種目以上、4か年度目以降の総合型クラブは3種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績（イの（イ）に掲げる活動）は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和5年4月から9月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

なお、令和6年度に4か年度目以降を迎えるクラブは、令和5年4月から9月の定期的な運動・スポーツ活動種目の活動実績が3種目以上ある必要があります。

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

（実施種目とみなさない例）

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 本事業と登録・認証制度では、実施種目の考え方が異なりますのでご注意ください。

（例1）「サッカー」、「フットサル」で種目登録の場合

- ・ 本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い
- ・ 登録・認証制度（JSPO）⇒2種目扱い

（例2）「ヨガ」、「体操（一般体操）」、「健康体操」で種目登録の場合

- ・ 本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い
- ・ 登録・認証制度（JSPO）⇒3種目扱い

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施する活動は、実施種目とみなしません。
（実施種目とみなさない例）

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 実施回数が同じ場合は、延べ参加人数の多い種目を、上位の活動実績として判断します。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※ 令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度の活動基盤強化事業助成初年度の団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度の活動基盤強化事業助成初年度の団体については、雇用計画も考慮することとします。

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、123 ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）の変更等がある場合は、速やかに J S C へ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

b 年間を通じて、クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。

※ 申請時点で、123 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。

ただし、令和6年度が助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、令和6年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる団体については、助成対象者となりません。

① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの

② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒ 「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の旅費
- ② 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加における旅費以外の経費及び各会議につき2名以降の者の旅費
- ③ 地方公共団体が所有する施設の指定管理を受けている場合において、当該施設を助成事業で利用する際の施設使用に要する経費（当該使用料を地方公共団体に納付又は指定管理委託料と相殺する場合を除く。）

⇒詳しくは実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご確認ください。

- ④ 専有利用でない会場使用のための経費
- ⑤ 当該事業の参加者が負担すべき（受益者負担の性格を有する）経費
（例）一般開放中の施設の個人利用料、参加者に帰属するスポーツ用具やユニフォーム等の被服類
- ⑥ クラブマネジャー設置事業において賃金を受給しているクラブマネジャーに対する諸謝金及び雑役務費
- ⑦ 令和5年4月から9月までの活動実績のうち実施回数が最も多い種目（1種目目）に係る経費

※ ただし、創設事業又は創設支援事業から継続して助成を受けているクラブについては、自立支援事業又は活動基盤強化事業の助成年次3か年度目まで、1種目目に係る経費を助成対象とできるものとします。

※ 実施回数が最も多い種目（1種目目）については、活動種目数としては認めるものとします。

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

なお、総合型クラブが行うスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,400千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、(ウ)により算出した額と2,400千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、2,160千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

- (ア) 非営利法人の1部門として総合型クラブを組織している場合は、助成の対象となります。
この場合、法人の定款等規約及び役員名簿のほかに、総合型クラブの規約及び役員名簿が別途必要となります。
- (イ) 総合型地域スポーツクラブの事業については、新たにクラブの活動会員を獲得することを目的とした事業（新規事業）を行うようにしてください。
- (ウ) 助成対象者は、(6)の総合型地域スポーツクラブマネージャー設置事業と同時に交付申請することができます。
- (エ) 助成対象者は、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付申請することはできません。
- (オ) 助成対象者は、活動基盤強化事業を行う場合、(3)の自立支援事業の間接助成を同時に受けることはできません。
- (カ) 助成対象者は、助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントの実施により得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

(5) 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度(自立支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。)から継続した5か年度を限度とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 間接助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

イ 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、総合型クラブが行うクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るためのクラブマネジャーの設置(正・副各1名以内)に対して補助を行うものとします。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる事業は助成の対象となりません。

① 間接助成対象者となる総合型クラブが、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合に、当該団体に対して補助を行うもの

② 助成事業者から、間接助成事業者となる総合型クラブに対する補助金に係る交付要綱を定めていないもの

(ウ) 間接助成対象者となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たすものとします。

なお、総合型クラブの法人格の有無は問いません。

① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。

② 総合型クラブの活動拠点(当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内(同一の中学校区内が望ましい。)又は同等の距離に位置する施設をいう。)において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、助成年次が初年度から3か年度目の総合型クラブは2種目以上、4か年度目以降の総合型クラブは3種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和5年4月から9月までの活動実績で判断します。

(例外：気候や自然環境に影響される種目(スキー、セーリング、カヌー等))

なお、令和6年度に4か年度目以降を迎えるクラブは、令和5年4月から9月の定期的な運動・スポーツ活動種目の活動実績が3種目以上ある必要があります。

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

(複数種目とみなさない例)

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごと

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

に分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 本事業と登録・認証制度では、実施種目の考え方が異なりますのでご注意ください。

(例1)「サッカー」、「フットサル」で種目登録の場合

- ・ 本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い
- ・ 登録・認証制度（JSPO）⇒2種目扱い

(例2)「ヨガ」、「体操（一般体操）」、「健康体操」で種目登録の場合

- ・ 本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い
- ・ 登録・認証制度（JSPO）⇒3種目扱い

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施するスポーツ教室等の活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度のクラブマネジャー設置支援事業助成初年度の団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度のクラブマネジャー設置支援事業助成初年度の団体については、雇用計画も考慮することとします。

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、123ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やか

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

に配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）の変更等がある場合は、速やかにJSCへ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

- b 年間を通じて、クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。
- ※ 申請時点で、123 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。

ただし、令和6年度が助成初年度である総合型クラブの場合にあつては、令和6年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

- ※ 総合型クラブの組織図等において、クラブマネジャーとして明確に位置づけられている必要があります。（有資格者等の資格要件を満たす者であっても、指導者、会計担当等他の労務の専任担当となっている者は認められません。）

(エ) (ウ) にかかわらず、次に掲げる団体は、間接助成対象者となりません。

- ① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの
 - ② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの
- ※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。
- ③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの

(オ) 交付申請は、間接助成の対象となる総合型クラブごとに1事業（1件）とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、市町村とします。

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る賃金、雑役務費（振込手数料）とします。

⇒ 「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる経費については、助成対象経費となりません。

- ① 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務を地方公共団体から受けており、当該業務・事業の体制図にクラブマネジャーが含まれている場合の、クラブマネジャーに対する賃金
- ② 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務以外に他事業を受託しており、委託元から受託料を受け取っている場合、クラブマネジャーが当該事業に従事している時間に対する賃金

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

- ③ クラブマネジャーの雇用条件等に関する規程、雇用契約書等に規定された期日に支払われたこと並びに労務及び対価の適正性が確認できない賃金
- ④ クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図ることを目的としていない業務（目的外業務）に従事している時間に対する賃金

（目的外業務の例）

- ・ 特定の実施種目に係る遠征や合宿、試合への帯同、引率
- ・ クラブが実施する事業とは関連しない、個人の資質向上を目的とした研修会及び講習会等への参加

（ウ）1件当たりの助成対象経費限度額は、（ア）の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。（238ページの「労務を行った個人に対する報酬（謝金・賃金等）」欄に記載している「総合型地域スポーツクラブマネジメント」の基準単価を超えて賃金を支給する場合、当該基準単価を上限単価として用い、助成対象経費限度額を算出してください。）

なお、クラブマネジャーの賃金については、当分の間、下表に掲げる額を助成対象経費の上限とします。

| 支給対象者（労務者） | 単位 | 助成対象経費上限額 |
|---|----|-----------|
| クラブマネジャー（正） ※資格要件を満たすクラブマネジャー | 月 | 100,000円 |
| ※資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が配置されるまでの上限額（助成初年度） | 月 | 95,000円 |
| クラブマネジャー（副） | 月 | 80,000円 |

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

（エ）1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,160千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、（ウ）により算出した額と2,160千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,944千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、間接助成事業において、助成事業者が交付する補助金（確定しようとする助成金の額を含む。）を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

（ア）クラブマネジャーの賃金の額の設定にあたっては、勤務時間、労務の内容、勤務条件に即した支給単価の単位（月・日・時間）等を勘案して、適切に設定してください。

クラブマネジャーが兼職の場合は、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

業務に従事している時間を明確に区分した上で、賃金の額を適切に設定する必要があります。

なお、兼職先の業務に従事している時間は、助成対象事業とはなりません。

(イ) クラブマネジャーが兼職の場合、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間を明確に区分できない場合は、本事業への申請はできません。

(ウ) 助成事業者は、間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。交付申請時に定めていない場合は、助成金の交付内定扱いとし、制定された交付要綱の確認後に交付決定を行います。

なお、補助金交付要綱の制定においては、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(エ) 助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブに対して、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している総合型クラブであることを確認するとともに、間接助成事業の実施内容・事務処理等について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

(オ) 助成事業者は、間接助成事業者に交付する補助金の額（決定時及び確定時）が、助成事業の総事業費を上回らないよう、また、助成金の確定額を下回ることのないよう調整する必要があります。

(カ) 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務を地方公共団体から受ける場合は、交付申請及び実績報告時に、当該指定管理業務に関する地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。また、申請時点では指定管理業務等を受けておらず、助成決定後に受けることとなった場合は、受託決定次第、地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。体制図は任意様式ですが、役職及び担当者が明記されている場合は、地方公共団体に提出している体制図により代用することも可とします。

なお、助成が決定した場合には、団体名や助成事業の内容等について、指定管理業務の委託元である地方公共団体に情報共有します。

(キ) 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務以外に他事業を受託している場合は、交付申請及び実績報告時に、当該受託事業に関する業務委託者との契約書を提出してください。

(ク) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、(3)の自立支援事業を同時に交付申請することができます。

(ケ) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、(4)の活動基盤強化事業、(6)のクラブマネジャー設置事業又はスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付申請することはできません。

(コ) 助成の対象となるクラブマネジャーについては、従事を確認する書類として勤務日数が記載された給与明細を提出することとなります。（詳しくは、別冊「会計処理の手引」又はJSCホームページに掲載している記載例をご確認ください。）

(6) 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、次に掲げるいずれかの期間を限度とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

- (ア) 助成初年度（自立支援事業、活動基盤強化事業又はクラブマネジャー設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した5か年度
- (イ) (ア)の期間を経過したクラブについて、ウに掲げる要件を満たすものについては、引き続き継続した3か年度
- ※ 助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。
- ※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

イ 助成対象事業

- (ア) 助成の対象となる事業は、総合型クラブが、クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るため、クラブマネジャーを設置（正・副各1名以内）するものとします。
- (イ) 交付申請は、助成対象者ごとに1事業（1件）を限度とします。

ウ 助成対象者

(ア) 助成の対象となる者は、非営利法人である総合型クラブで、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。
- ② 総合型クラブの活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。）において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、助成年次が初年度から3か年度目の総合型クラブは2種目以上、4か年度目以降の総合型クラブは3種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和5年4月から9月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

なお、令和6年度に4か年度目以降を迎えるクラブは、令和5年4月から9月の定期的な運動・スポーツ活動種目の活動実績が3種目以上ある必要があります。

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

(実施種目とみなさない例)

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 本事業と登録・認証制度では、実施種目の考え方が異なりますのでご注意ください。

（例1）「サッカー」、「フットサル」で種目登録の場合

- ・ **本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い**
- ・ **登録・認証制度（JSPO）⇒2種目扱い**

（例2）「ヨガ」、「体操（一般体操）」、「健康体操」で種目登録の場合

- ・ **本事業（JSC）⇒類似種目のため、1種目扱い**
- ・ **登録・認証制度（JSPO）⇒3種目扱い**

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施するスポーツ教室等の活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度のクラブマネジャー設置事業助成初年度の団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 継続6か年度目以降については、総合型クラブの収支状況について、直近の決算における自己財源率（法人全体の収入において、くじ助成金及び自治体補助金等以外の収入額を収入総額で除した割合をいう。）が50%以上であること。（「自治体補助金等」には、指定管理業務、受託事業等に係る収入は含みません。）

なお、特定非営利活動法人にあつては活動計算書、一般法人にあつては損益計算書の記載を基に自己財源率を算定しますが、例えば、「自治体補助金等」の中に、指定管理業務、受託事業等の収入が含まれる場合、内訳がわかる会計帳簿等の該当ページを提出してください。

（提出がない場合は、活動計算書又は損益計算書のみで審査を行います。）

⑤ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること。

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和5年度に創設事業又は創設支援事業を受けており、令和6年度のクラブマネジャー設置事業助成初年度の団体については、雇用計画も考慮することとします。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、123 ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）の変更等がある場合は、速やかに J S C へ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

b 年間を通じて、クラブマネジャーが、以下に該当する有資格者等の資格要件を満たしていること。

(a) 助成初年度から継続5か年度まで

申請時点で、123 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たすクラブマネジャー（正）を設置（雇用）していること。

※ 令和6年度が助成初年度である総合型クラブの場合にあつては、令和6年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

(b) 継続6か年度目から継続8か年度目まで

申請時点で、124 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たすクラブマネジャー（正）及びクラブマネジャー（副）を設置（雇用）していること。

※ (a)、(b) のいずれも、総合型クラブの組織図等において、クラブマネジャーとして明確に位置づけられている必要があります。（有資格者等の資格要件を満たす者であっても、指導者、会計担当等他の労務の専任担当となっている者は認められません。）

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる団体については、助成対象者となりません。

① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの

② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、賃金、雑役務費（振込手数料）とします。

⇒ 「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる経費については、助成対象経費となりません。

- ① クラブが指定管理業務を地方公共団体から受けており、当該業務・事業の体制図にクラブマネージャーが含まれている場合、クラブマネージャーに対する賃金
- ② クラブが指定管理業務以外に他事業を受託しており、委託元から受託料を受け取っている場合、クラブマネージャーが当該事業に従事している時間に対する賃金
- ③ クラブマネージャーの雇用条件等に関する規程、雇用契約書等に規定された期日に支払われたこと並びに労務及び対価の適正性が確認できない賃金
- ④ クラブマネージメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図ることを目的としていない業務（目的外業務）に従事している時間に対する賃金

(目的外業務の例)

- ・ 特定の実施種目に係る遠征や合宿、試合への帯同、引率
- ・ クラブが実施する事業とは関連しない、個人の資質向上を目的とした研修会及び講習会等への参加

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。(238ページの「労務を行った個人に対する報酬(謝金・賃金等)」欄に記載している「総合型地域スポーツクラブマネージメント」の基準単価を超えて賃金を支給する場合、当該基準単価を上限単価として用い、助成対象経費限度額を算出してください。)

なお、クラブマネージャーの賃金については、当分の間、下表に掲げる額を助成対象経費の上限とします。

| 支給対象者(労務者) | 単位 | 助成対象経費上限額 |
|--|----|-----------|
| クラブマネージャー(正) ※資格要件を満たすクラブマネージャー | 月 | 100,000円 |
| ※資格要件を満たすクラブマネージャー(正)が配置されるまでの上限額(助成初年度) | 月 | 95,000円 |
| クラブマネージャー(副) ※資格要件を満たすクラブマネージャー | 月 | 80,000円 |

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(B)」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,160千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(C)」欄には、(ウ)により算出した額と2,160千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,944千円となります。)

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額を確定額とします。

カ その他

- (ア) 非営利法人の1部門として総合型クラブを組織している場合は、助成の対象となります。
この場合、法人の定款等規約及び役員名簿のほか、総合型クラブの規約及び役員名簿が別途必要となります。
- (イ) 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合において、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされる場合には、ア(イ)の継続6か年度目の団体と同等とみなします。
- ※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者(間接助成事業者を含む。)として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。
- (ウ) クラブマネジャーの賃金の額の設定にあたっては、勤務時間、労務の内容、勤務条件に即した支給単価の単位(月・日・時間)等を勘案して、適切に設定してください。
クラブマネジャーが兼職の場合は、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間を明確に区分した上で、賃金の額を適切に設定する必要があります。
なお、兼職先の業務に従事している時間は、助成対象事業とはなりません。
- (エ) クラブマネジャーが兼職の場合、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間を明確に区分できない場合は、本事業への申請はできません。
- (オ) 指定管理業務を地方公共団体から受ける総合型クラブについては、交付申請及び実績報告時に、当該指定管理業務に関する地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。
また、申請時点では指定管理業務等を受けておらず、助成決定後に受託が決定した場合は、受託決定次第、地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。体制図は任意様式ですが、役職及び担当者が明記されている場合は、地方公共団体に提出している体制図により代用することも可とします。
なお、助成が決定した場合には、団体名や助成事業の内容等について、指定管理業務の委託元である地方公共団体に情報共有します。
- (カ) 指定管理業務以外に、他事業を受託している場合は、交付申請及び実績報告時に、当該受託事業に関する業務委託者との契約書を提出してください。
- (キ) 助成対象者は、(4)の活動基盤強化事業を同時に交付申請することができます。
- (ク) 助成対象者は、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業(マイクロバスの設置を除く。)」と同時に交付申請することはできません。
- (ケ) 助成対象者は、クラブマネジャー設置事業を行う場合、(5)のクラブマネジャー設置支援事業の間接助成を同時に受けることができません。
- (コ) 助成の対象となるクラブマネジャーについては、従事を確認する書類として勤務日数が記載された給与明細を提出することとなります。(詳しくは、別冊「会計処理の手引」又はJSCホームページに掲載している記載例をご確認ください。)